

母ハロイハ出来ナト其ハ則チハ二十一才ニナレバ一人前ナリ
 母ハ選擧法ニ於テハ二才ニナレバ一人前ナリト其子ナケレバ選擧法
 テ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ
 選擧ニ關シテハ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ
 テアテハナリハ其子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ
 對同貫點ハ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ
 四貫點ノ下ハ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ
 テアテハ選擧法ニ於テハ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ
 安部川小學校ノ選擧法ニ對シテハ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ
 タロイハ則チハ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ

其子ノ選擧法ニハ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ
 ハ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ
 ナテ草創ヲ買テタロイハ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ
 其子ノ選擧法ニハ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ

選擧法ニ對シテハ其親ノ子ト對スルコトハ出来ナトハ不適合ナリ

財團法人協同會大阪支所

二十才ニカレバ軍隊ニ行カナケレバナラヌ軍隊ニ行ケバ上等
 兵ニモナル下士適任證モ得ルコトガ出来ルソウスルト他ノ兵
 士ヲ教育スル地位ニナルコトアル二十一才ニナレバ巡査ニナル
 コトモ出来レバ高等文官試験ヲ受ケルコトモ出来ル滿十四才ニ
 ナレバ刑法上ノ能力ガアルコトアルコトモ若イ者ニ義務ノミ
 課スル選擧法ニ與ヘテハ大矛盾デアル
 果ト女性ニコソ差別ガアルガ同ジク六年ノ義務教育ヲ受ケル
 ト云フ點ニ於テハ少シモ變テナイノニ拘ラズ女性ニ選擧權ヲ與ヘ
 ナレバ不都合アリアルコト等ノ點ニ就イテ直ニ改メナケレバ
 ナラヌ

現在ノ選擧法ニハ幾多ノ制限ガアル現在ノ選擧法ニ於テハ金ガ
 無ケレバ三進モ三進モ動ケナイト云フ状態デアル
 野田ハ其看板ヲカケテ置キナガラ禮ニモ來ナケレバ禮狀モ出サ
 ナイノハ怪シカラヌト云フテ憤慨シテ居ラレル人モ随分アルガ